

小千谷市地域防災計画 (原子力災害対策編)

令和4年2月

小千谷市防災会議

小千谷市地域防災計画（原子力災害対策編）

目次

第1章 総則

1 節	計画作成の趣旨等	1
1	計画の目的	1
2	計画の性格	1
3	関連計画との整合	1
4	計画の修正	2
5	計画の周知徹底	2
6	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
7	計画の基礎とするべき災害の想定	2
2 節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	4
1	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の区分	4
2	小千谷市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲	5
3 節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	6
1	原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	6
2	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	6
4 節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	7

第2章 災害事前対策

1 節	基本方針	17
2 節	計画策定に係る関係機関等との協議・調整	18
1	原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	18
2	安全協定に基づいた確認等	18
3	原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	18
3 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	19
1	関係機関等との連携強化	19
2	応急・復旧活動に必要な機材の確保	19
3	公共用地、国有財産の有効活用	19
4 節	情報の収集・連絡体制等の整備	20
1	情報の収集・連絡体制の整備	20
2	情報の分析整理	21
3	通信手段・経路の多様化	22
5 節	緊急事態応急体制の整備	24
1	警戒態勢等をとるために必要な体制等の整備	24

2	原子力災害対策本部体制の整備	24
3	原子力防災センターにおける体制の整備	25
4	長期化に備えた動員体制の整備	25
5	防災関係機関相互の連携体制	26
6	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	26
7	自衛隊との連携	26
8	広域的な応援協力体制の拡充・強化	26
9	オフサイトセンター	27
10	モニタリング体制等	27
11	専門家の派遣要請手続き	28
12	放射性物質による環境汚染への対処のための整備	28
13	複合災害に備えた体制の整備	28
14	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	28
6	節 屋内退避、避難体制の整備	29
1	屋内退避、避難の方針	29
2	屋内退避体制の整備	29
3	安定ヨウ素剤の配備体制の整備	29
4	避難誘導、移動手段等の確保	29
5	避難行動要支援者に関する措置	30
6	要配慮者及び一時滞在者の支援体制の整備	30
7	学校等施設における体制の整備	31
8	不特定多数の者が利用する施設に係る体制の整備	32
9	住民等の避難状況の確認体制の整備	32
10	警戒区域を設定する場合の計画の策定	32
11	屋内退避、避難場所・避難方法等の周知	32
7	節 複合災害時対応体制の整備	33
1	計画の方針	33
2	災害応急体制の整備	33
3	情報の収集及び連絡体制等の整備	34
4	原子力防災に関する知識の普及啓発	34
5	研修及び訓練の実施	34
6	緊急時モニタリング体制の整備	34
7	原子力災害医療体制の整備	34
8	屋内退避、避難実施体制の整備	35
9	緊急輸送活動体制の整備	35
10	住民等への的確な情報伝達体制の整備	36

8 節	緊急輸送活動体制の整備	37
1	専門家の移送体制の整備	37
2	緊急輸送路の確保体制の整備	37
9 節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	39
1	救助・救急及び消火活動用資機材の整備	39
2	救助・救急機能の強化	39
3	原子力災害医療活動体制等の整備	39
4	安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	39
5	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	40
6	物資の備蓄、拠点の整備	40
7	大規模・特殊災害における救助隊との連携	40
10 節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	41
1	方針	41
2	情報伝達手段の整備	41
3	情報伝達手段の多重化、多様化	41
4	地域コミュニティによる共助意識の醸成	42
11 節	行政機関の業務継続体制の整備	43
1	行政機関の業務継続体制の整備	43
2	行政機能維持に向けた情報管理方法の整理	43
12 節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	44
1	方針	44
2	教育機関等における普及啓発	44
3	要配慮者に関する普及啓発	44
13 節	防災業務関係者の人材育成	45
14 節	防災訓練等の実施	46
1	訓練計画の策定	46
2	訓練の実施	46
3	実践的な訓練の工夫と事後評価	47
15 節	災害復旧への備え	48
第3章	緊急事態応急対策	
1 節	基本方針	49
2 節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	50
1	方針	50
2	情報収集事態又は警戒事態の通報・連絡及び対応	50
3	施設敷地緊急事態発生情報等の連絡	52

4	応急対策活動情報の連絡	53
5	一般回線が使用できない場合の対処	54
6	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	55
7	気象情報の適切な入手のための活動	55
3	活動体制の確立	57
1	方針	57
2	災害対策本部等の設置基準	58
3	原子力災害警戒本部の設置	58
4	原子力災害対策本部の設置	60
5	オフサイトセンターとの連携	61
6	専門家の派遣要請	62
7	応援要請及び職員の派遣要請等	62
8	自衛隊の派遣要請等	62
9	防災業務関係者の安全確保方針	63
10	原子力被災者生活支援チームとの連携	64
4	屋内退避、避難等の防護措置	65
1	方針	65
2	屋内退避、避難等の指標	65
3	モニタリングデータの把握	65
4	屋内退避、避難等の指示体系	65
5	屋内退避、避難等の対応方針	66
6	安定ヨウ素剤の服用	67
7	学校等施設における屋内退避等の対応	67
8	不特定多数の者が利用する施設における対応	68
9	避難地域の決定、避難誘導等	68
10	避難先における避難者支援	70
11	市外への避難	71
12	避難行動要支援者・要配慮者等への配慮	71
13	警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置	72
14	飲食物、生活必需品等の供給	73
15	治安の確保及び火災の予防	73
16	感染症流行下での防護措置	73
5	飲料水、飲食物の出荷制限、摂取制限等	74
6	緊急輸送活動	75
1	緊急輸送活動	75
2	緊急輸送のための交通確保	76

7 節	救助・救急、消火及び医療活動	77
1	救助・救急及び消火活動	77
2	医療措置	77
8 節	住民等への的確な情報伝達活動	78
1	住民等への情報伝達活動	78
2	住民等からの問い合わせに対する対応	80
9 節	自発的支援の受入れ	81
1	ボランティアの受入れ	81
2	国民等からの義援物資、義援金の受入れ	81
10 節	複合災害対策	82
1	方針	82
2	災害対策本部等の設置	82
3	複合災害時における緊急事態応急対策	82
11 節	核燃料物質等の運搬中の事故	85
1	方針	85
2	市及び関係機関等の活動	85
第 4 章	原子力災害中長期対策	
1 節	基本方針	87
2 節	緊急事態解除宣言後の対応	88
1	方針	88
2	事後対策の実施	88
3 節	被災者等の生活再建等の支援	89
4 節	産業等への支援	90
5 節	心身の健康相談体制の整備	91
6 節	復興計画	92

作成 平成 25 年 3 月 7 日
修正 平成 27 年 3 月 9 日
修正 平成 29 年 2 月 28 日
修正 平成 30 年 3 月 30 日
修正 令和 4 年 2 月 21 日

第 1 章 総則

- 1 節 計画作成の趣旨等
- 2 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲
- 3 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施
- 4 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質等の事業所外運搬（以下「運搬」という。）中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、小千谷市（以下「市」という。）、新潟県（以下「県」という。）、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、小千谷市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

本計画は、小千谷市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

さらに、新潟県内の市町村による原子力安全対策に関する研究会（以下「市町村研究会」という。）の検討結果である「実効性のある避難計画（暫定版）」の内容も反映している。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

3 関連計画との整合

本計画は、「小千谷市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、本計画に定めのない事項については「小千谷市地域防災計画（震災対策編、風水害対策編）」に拠るものとし、武力攻撃等に起因する「武力攻撃等による原子力災害」の対応は、小千谷市

国民保護計画で定める。

4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画等又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認めるときはこれを変更する。

5 計画の周知徹底

本計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に住民の避難に関することなど必要と認められるものについては市民への周知を図る。

また、各関係機関においては、本計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

6 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

本計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年6月5日全部改正）を遵守する。

7 計画の基礎とすべき災害の想定

本計画の基礎とすべき災害は、発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態が過酷事故（発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象等をいう。）を想定する。

なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。

(1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ

素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- ① 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ② 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- ③ 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ④ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- ⑤ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

2 節

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の区分

原子力災害対策を実施すべき地域の範囲は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において県内全域とされており、発電所の中心からの距離等に応じて区分されている。

区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応
PAZ：即時避難区域*1	半径概ね 5km	原子力発電所の状態等に基づく緊急事態判断基準（以下「EAL」という。）の考え方を踏まえ、放射性物質の放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難は、PAZ 外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね 30 km 圏外への避難を実施する。
UPZ：避難準備区域*2	半径概ね 5km～ 30km	<p>事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。</p> <p>全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。</p> <p>緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径概ね 30 km 圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。</p>
放射線量監視地域*3	UPZ 外	UPZ の外の地域については、放射性プルーム*4 通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域

「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」

		<p>の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。</p> <p>また、市町村によっては、避難者の受け入れを実施する。</p>
--	--	---

*1:PAZ とは、Precautionary Action Zone の略称で、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、「即時避難区域」と定義づけている。

*2:UPZ とは、Urgent Protective Action Planning Zone の略称で、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、「避難準備区域」と定義づけている。

*3:放射線量監視地域とは、新潟県内全域のことであり、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において定めたものである。

*4:放射性物質が漏れると、これが大気とともに雲のように流れる状態で移動する場合があります、本放射性物質を含んだ大気を「放射性プルーム」という。

2 小千谷市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

本市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、下表のとおりとする。

小千谷市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

区域・地域名	対象地区名
UPZ：避難準備区域 (Urgent Protective Action Planning Zone、緊急防護措置を準備する区域)	・市内全域

3 節

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等 に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針に基づく以下の区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・情報収集事態
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

4 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、小千谷市地域防災計画（震災対策編）第1章2節に定める「防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

防災関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
小千谷市	1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること	危機管理課
	2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること	〃
	3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃
	4 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること	〃
	5 事故状況の把握及び連絡に関すること	〃
	6 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に関すること	〃
	7 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の出遣に関すること	〃
	8 国の専門家等の出遣要請及び受け入れに関すること	〃
	9 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	〃
	10 緊急時モニタリングに関すること	〃
	11 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること	〃
	12 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	健康未来こども課
	13 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること	〃
	14 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	農林課
	15 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	〃
	16 市道の通行確保に関すること	建設課
	17 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	総務課、商工振興課
	18 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	農林課、ガス水道局
	19 防災業務関係者の被ばく管理に関すること	総務課
	20 放射性物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）の除去及び除染に関すること	危機管理課
	21 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること	〃
	22 損害賠償請求等に必要資料の整備に関すること	〃
	23 風評被害等の影響の軽減に関すること	〃

原子力災害対策編
第1章4節
「防災関係機関の事務又は業務の大綱」

(教育庁)	27 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する こと	農林水産部 原子力安全対策課
	28 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関する こと	土木部
	29 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関する こと	原子力安全対策課 農林水産部 産業労働部 観光局
	30 風評被害等の軽減に関する こと	農林水産部 産業労働部 観光局
	31 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関する こと	農林水産部 産業労働部 観光局
	32 心身の健康相談に関する こと	福祉保健部
	33 物価の監視に関する こと	県民生活・環境部
	34 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指 導に関する こと	保健体育課
	35 児童、生徒の退避及び避難に関する こと	〃
	36 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関する こと	総務課
(県警察)	37 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関する こと	警備第二課
	38 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における立入制限、警 戒警備に関する こと	〃
	39 交通規制、緊急交通路の確保に関する こと	交通規制課
	40 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員 の派遣に関する こと	警備第二課

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
指定地方 行政機関	関東管区警察 局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助 の指導・調整に関する こと 2 警察庁及び他管区警察局との連絡調整に関する こと 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情 報収集並びに報告連絡に関する こと 4 警察通信の確保及び統制に関する こと	広域調整部広 域調整第二課
	北陸農政局	1 農地、家畜、農林水産物への影響に関する情 報収集及び報告に関する こと 2 農林産物の安全性に係る風評被害の防止に関 する こと	企画調整室
	東北経済産業 局	災害時における原子力災害合同対策協議会への 支援に関する こと	総務企画部総 務課
	関東東北産業 保安監督部東 北支部	災害時における原子力災害合同対策協議会への 支援に関する こと	電力安全課
	東京管区気象 台	気象、地象、水象に関する情報の収集及び伝達 に関する こと	新潟地方気象 台観測予報課

原子力災害対策編
第1章4節
「防災関係機関の事務又は業務の大綱」

	信越総合通信局	災害時における非常無線通信の確保に関する事 と	陸上課
	新潟労働局	労働災害防止に関する指導監督に関する事 と	安全衛生課
	北陸地方整備局	1 災害時における一般国道指定区間の通行確保 に関する事 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用 者に対する情報提供に関する事	防災課
	陸上自衛隊第 30 及び第 2 普 通科連隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制 の確立に関する事 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関 する事 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助 を最優先とした応急救援活動の実施に関する 事 4 緊急時モニタリングへの協力に関する事	第 2 普通科 連隊
指定公共 機関	東日本旅客鉄 道株式会社	災害時における鉄道の緊急輸送確保に関する事 と	新潟支社総務 部安全対策室
	日本貨物鉄道 株式会社	〃	新潟支店営業 課
	東日本電信電 話株式会社	災害時における緊急通話の確保に関する事	新潟支店設備 部災害対策室
	株式会社 ドコモCS	〃	新潟支店ネッ トワーク部
	日本赤十字社	災害時における医療救護に関する事	新潟県支部事 業推進課
	日本放送協会	災害時における広報活動に関する事	放送部
	東日本高速道 路株式会社	災害時における高速自動車道の輸送路確保に関 する事	新潟管理事務 所企画調整ケ ルプ
	東北電力ネッ トワーク株式 会社	災害時における電力の供給の確保に関する事	長岡電力セン ターお客様サ ービス課
	日本通運株式 会社	災害時における緊急輸送の確保に関する事	新潟支店総務 課
	日本郵便株式 会社	災害地における郵便事業運営の確保、郵便事業 に係る災害特別事務取扱い及び災害対策に関す る事	小千谷支店
指定地方 公共機関	新潟交通株式 会社	災害時における緊急輸送の確保に関する事	乗合バス部指 導課
	越後交通株式 会社	〃	総務課
	新潟運輸株式 会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関 する事	
	中越輸送株式 会社	〃	
	社団法人新潟 県トラック協会	〃	

原子力災害対策編
第1章4節
「防災関係機関の事務又は業務の大綱」

	株式会社新潟放送 (BSN)	災害時における広報活動に関すること	報道部
	株式会社NST新潟総合テレビ (NST)	〃	報道制作部
	株式会社テレビ新潟放送網 (Teny)	〃	報道制作局
	株式会社新潟テレビ21 (UX)	〃	報道制作局
	株式会社エフエムラジオ新潟 (FM新潟)	〃	放送営業部
	長岡移動電話システム株式会社 (FM長岡)	〃	
	株式会社エヌ・シー・ティ	〃	地域情報部
	株式会社新潟日報社	〃	報道部
	株式会社新潟日報社長岡支社	〃	
	一般社団法人新潟県医師会	災害時における医療救護に関すること	事務局
その他の公共機関	小千谷新聞	災害時における広報活動に関すること	
	全国農業協同組合連合会新潟県本部	災害情報及び各種措置の伝達に関すること	総務部
	越後おぢや農業協同組合 新潟県農業共済組合魚沼支所 十日町地域森林組合 酪農にいがた農業協同組合 長岡支所	1 災害情報及び各種措置の伝達に関すること 2 汚染農林水産物の出荷制限等、応急対策の協力に関すること	
	土地改良区	1 農業用水の汚染の情報及び各種措置の伝達に関すること 2 水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること	

「防災関係機関の事務又は業務の大綱」

小千谷商工会議所	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関する事 2 救護物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関する事	
社会福祉法人 小千谷市社会福祉協議会	1 災害情報及び各種措置の伝達に関する事 2 ボランティアセンターの立ち上げ及び運営に関する事	
一般運送業者	災害時における緊急輸送の協力に関する事	
一般社団法人 小千谷市魚沼市医師会	災害時における医療救護に関する事	
一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保及び避難に関する事 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事	
自主防災組織、町内会等	1 防災活動への協力に関する事 2 住民に対する避難誘導への協力に関する事 3 避難所運営への協力に関する事 4 防災知識の普及に関する事	
ボランティア団体、NPO、各種団体	1 防災活動への協力に関する事 2 防災知識の普及に関する事 3 災害応急対策への協力に関する事 4 原子力災害対策本部への情報提供に関する事	

原子力事業者の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
東京電力ホールディングス株式会社	1 原子力施設の防災管理に関する事 2 従業員等に対する教育、訓練に関する事 3 関係機関に対する情報の提供に関する事 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関する事 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事 9 汚染物質の除去等に関する事	防災安全部 防災安全グループ

用語の解説

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したものである。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす恐れがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング（避難退域時検査）	OILに基づく防護措置としての避難等の際に、避難や一時移転される方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査のこと。
環境放射線モニタリング	原子力施設の周辺公衆の線量が年線量限度を超えないことを確認・評価するため、放射線及び原子力施設から放出された放射性物質からの放射線を定期的、連続的に監視すること。 ※放射性物質あるいは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングを緊急時モニタリングという。
モニタリングポスト	放射線の連続モニタを備えた測定設備のこと。（据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）
放射性物質の大気中拡散計算結果	緊急時モニタリングにより測定された放射線の数値から、原子力発電所周辺地域への放射性物質の拡散状況を取りまとめたもの。UPZ等における防護対策決定の参考情報として活用する。
放射性物質拡散予測情報	周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報
放射性プルーム	原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）を含んだ空気の一団
屋内退避	自宅等に待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。また、市外への避難をするための準備をすること。
情報収集事態	国の原子力災害対策マニュアルに定める原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震が発生した場合のこと。
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常気象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。
避難経由所	広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設のこと。

用語	解説
施設敷地緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。
原災法第10条通報	<p>原災法第10条に規定する事象（原災法施行規則第4条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。</p> <p>（例）①原子力発電所の境界付近で5μSv/hの放射線量が検出される状況 ②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で5μSv/h相当の放射性物質が検出される状況 ③実用発電用原子炉の運転を制御棒の挿入により停止することができない状況</p> <p>（通報先） 官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、県、県警察、PAZ市村・警察署・消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等 ＋ 安全協定 県内全市町村</p>
原災法第15条通報	<p>原災法第15条に規定する事象（原災法施行規則第6条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。</p> <p>（例）①原子力事業所又は関係都道府県の放射線測定設備により、5μSv/h以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出 ②原子力事業所の区域内のうち、管理区域以外の場所において500μSv/hを検出 ③臨界事故の発生</p> <p>（通報先） 内閣総理大臣、県 ＋ 安全協定 県内全市町村</p>
安全協定	<p>原子力事業者と、立地道府県・市村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。</p> <p>（県内の事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和58年10月28日締結） ○ 28市町村（立地市村を除く）・東京電力（平成25年1月9日締結）
EAL	<p>Emergency Action Level：緊急時活動レベル</p> <p>原子力災害対策指針では、事故が発生後、迅速に住民等の防護措置の実施を判断するため、原子力発電所等の施設の状態を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」の3段階の区分に分けている。緊急時活動レベル（EAL）は、事故が発生した際に発電所の状態がこれら3つの事態のどの段階に該当するかを判断するためのレベルである。緊急時活動レベル（EAL）は、原子力災害対策指針に記載された目安に基づき、各原子力事業者において発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALを設定した上で、「原子力事業者防災業務計画」に規定することとされている。</p>

用語	解説
O I L	<p>Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル</p> <p>運用上の介入レベル (OIL) は、放射性物質放出後に迅速に防護措置を実施するため、緊急時環境放射線モニタリング等から得られる測定値等に基づいて防護措置の実施を判断する基準である。OILの具体的基準は、原子力災害対策指針に定められている。</p>
原子力災害対策指針	<p>原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。</p> <p>国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。</p>
要配慮者	<p>災害対策基本法第8条第2項第15号に規定（高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者）する要配慮者のこと。</p>
避難行動要支援者	<p>要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者のこと。</p>

第2章 災害事前対策

- 1 節 基本方針
- 2 節 計画策定に係る関係機関等との協議・調整
- 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 4 節 情報の収集・連絡体制等の整備
- 5 節 緊急事態応急体制の整備
- 6 節 屋内退避、避難体制の整備
- 7 節 複合災害時対応体制の整備
- 8 節 緊急輸送活動体制の整備
- 9 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備
- 10 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備
- 11 節 行政機関の業務継続体制の整備
- 12 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発
- 13 節 防災業務関係者の人材育成
- 14 節 防災訓練等の実施
- 15 節 災害復旧への備え

1節 基本方針

本章は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

2節

計画策定に係る関係機関等との協議・調整

1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。また、原子力事業者が届け出る原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について当該届出に係る書類の写しを県より受領する。

2 安全協定に基づいた確認等

市は、県、柏崎市、刈羽村が実施する立ち入り検査や原子力事業所からの報告の徴収を行う場合、必要に応じ、安全協定（柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書）に基づく現地確認と意見交換を行う。

3 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力防災センターの防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、あらかじめ体制の整備を図る。

3 節

迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 関係機関等との連携強化

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

また、民間事業者に委託可能な災害応急対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

2 応急・復旧活動に必要な機材の確保

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量及び公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

3 公共用地等の有効活用

市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の市有財産の有効活用を図る。

なお、市内の県有・国有財産についても有効活用できるよう、国、県に協力を要請する。

4 節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- ・ 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先（指定地方公共機関（都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人）等）
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、国、県及び関係市町村と協力し多様な情報収集手段の活用による機動的な情報収集活動を行うため、必要な体制の整備を図る。

また、安全協定に基づく通報連絡も活用する。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性考慮し、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会*と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

[非常通信協議会について]

* 同協議会は、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に設立された、総務省所管の協議会。主に非常通信ルートを作成する等、非常時における通信体制の整備を行っている。主な構成員は、総務省をはじめとする各省庁のほか、都道府県、市町村、電話・ラジオ・テレビ等の民間事業者等である。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、衛星携帯電話、業務用移動通信、警察無線及びアマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、関係機関等からの意見聴取や連絡・調整等を行うため、必要に応じて関係機関等の職員を原子力災害対策本部に出席を要請する仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

また、国立大学法人長岡技術科学大学とのパートナーシップ協定による協力体制も活用する。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国、県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とする資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、原子力施設（事業所）に関する資料、人口、世帯数等社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料及び防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに提供する。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

3 通信手段・経路の多様化

市は、国、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、震災対策等においてこれまで整備を進めてきた設備資機材等ほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

(1) 災害に強い伝送路の構築

市は、国、県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

- ・ 衛星携帯電話、公衆無線LANサービス等の活用

市は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。

- ・ 緊急速報メールの活用

市は、電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を図る。

(2) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。

(3) 災害時優先電話等の活用

市は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(4) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めるとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

(5) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備するとともに、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して、地震時でも電源を喪失させないよう耐震や免震などの対策を図る。

(6) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

5 節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させる。

1 警戒態勢等をとるために必要な体制等の整備

市は、安全協定に基づく発電所外へ継続して影響が発生する重大なトラブル情報の通報や、情報収集事態等の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

2 原子力災害対策本部体制等の整備

市は、原災法第10条に基づく施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、または全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合、市長を本部長とする原子力災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、原子力災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制及び本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとし、必要に応じて、原子力災害現地対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておく。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ定めておく。

3 原子力防災センターにおける体制の整備

(1) オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の立ち上げ準備体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国、県と協力して、オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、この会議に市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

(3) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、オフサイトセンターに設置する。

なお、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておく。

また、オフサイトセンターにおいては、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握及び住民避難・屋内退避の状況の把握等を行う。市は派遣する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。

[原子力災害合同対策協議会の構成]

同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制を

あらかじめ整備しておく。

5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

また、市は、屋内退避又は避難のための立ち退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の市町村との協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊受援体制の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口及び連絡の方法の整備に努める。

7 自衛隊との連携

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口及び連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておく。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（避難退域時検査）（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を

図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、原子力災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制及び後方支援等について必要な準備を整える。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、市町村の区域を越えて避難（以下「広域一時滞在」という。）することも想定し、県と調整の上、住民の受入が可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との協力体制の確立に努める。

[県の対応]

県は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入可能市町村との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、平常時から、市町村と緊密な連携を図る。

また、県は、広域一時滞在の避難所の選定、市の避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援する。

9 オフサイトセンター

市は、国、県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

10 モニタリング体制等

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築する。

[国・県の対応]

県は、緊急時に発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定結果を防護措置実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力維持に努める。また、県は、緊急時モニタリング計画を策定する。

緊急時モニタリングのため、国の統括の下に、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊

急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

11 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行う。

13 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

14 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

6 節 屋内退避、避難体制の整備

1 屋内退避、避難の方針

市は、原子力災害対策指針に示される UPZ 内にほぼ全域が含まれることから、原子力災害が発生した際に、市は、屋内退避を前提とした緊急時応急対策を実施する。また、市が避難指示区域になった場合には、風向や距離等を考慮した段階的な避難を実施するよう、屋内退避、避難等の計画を整備する。なお、避難に際しては、中越大震災、中越沖地震及び東日本大震災の経験を踏まえ、コミュニティの繋がりを重視し、町内会等の単位を考慮する。

2 屋内退避体制の整備

市は、屋内退避が必要な場合に備え、行動計画を具体的に定めておく。また、この場合、状況に応じ、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置や事態の進展による市外への避難を考慮する。

3 安定ヨウ素剤の配備体制の整備

市は、県と協議の上、国による安定ヨウ素剤の服用を指示された際、迅速に住民へ配布するため、関係機関等の協力のもと、最も効率的な備蓄先や配布体制を整備する。

4 避難誘導、移動手段等の確保

住民の避難は自家用車避難を前提とし、市は、国、県及び関係市町村と協力し、住民の避難誘導に必要な資機材の確保を図る。

また、市は、自家用車で避難できない住民の避難のために、避難用バス等の車両の他、必要に応じ、鉄道、ヘリコプター等、避難手段を確保するための体制を整備する。なお、迅速な避難用車両等の要請を実施するため、住民の避難方法や避難時の集合場所の検討と合わせ、交通手段を持たない住民の把握に努める。

市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、住民に対し、避難時に避難で使用する自家用車両等の燃料が枯渇しないように、日頃から燃料の残量に気を配るよう啓発を行う。

なお、市は、他の道路管理者及び関係機関と協力し、大規模自然災害時や積雪期における

避難を円滑に行うため、応急仮復旧体制及び道路除排雪体制の強化を行い交通確保に努める。

5 避難行動要支援者に関する措置

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

6 要配慮者及び一時滞在者の支援体制の整備

市は、県の協力のもと、原子力災害の特殊性に留意した要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）の支援体制を整備する。

要配慮者については、震災等自然災害対策と同様に、平常時より周辺住民や自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るなど、県の助言のもと、要配慮者避難支援計画等の整備に努める。また、一時滞在者についても、要配慮者と同様に避難支援計画等の整備に努めるものとする。なお、避難先施設の調整においては、福島第一原子力発電所の事故に伴い避難者を受け入れた実績を踏まえ、旅館やホテル等の民間宿泊施設を選択肢の一つとするなど、要配慮者の個別の特性に配慮するよう努める。

要配慮者及び一時滞在者について、次に示す方針に基づき、個別の屋内退避、避難等の支援を行う。

(1) 高齢者、障がい者

屋内退避時の生活支援や避難において介助等の支援が必要であることから、周辺住民等への平常時からの協力体制の啓発とともに、医療機関や介護保険事業者の協力を受け、屋内退避時の支援体制や避難支援・誘導體制の整備に一層努める。

[医療機関との連携]

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

[社会福祉施設との連携]

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

(2) 外国人

事故の情報、放射性物質の拡散状況等を的確に伝えるため、多言語による情報提供を可能とする体制を整備する。

(3) 妊産婦、乳幼児

放射線の影響を受けやすいことから、市内の緊急時モニタリング結果等の放射性物質の拡散状況を確実に伝えるなど、情報伝達体制等の充実を図る。

(4) 一時滞在者

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力の下、的確な情報提供を行うとともに、災害対策本部を設置する施設敷地緊急事態の段階で早期に帰宅を求める。また、早期帰宅が困難な場合には、屋内退避施設への一時的な退避を促すなど放射性物質による被ばくを防ぐための避難支援体制・計画を整備する。

7 学校等施設における体制の整備

市は、児童、生徒や就学前の子どもたちが安全かつ確実に屋内退避等を実施するために、災害発生時における学校施設、幼稚園・保育園・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が実施する保護者への情報伝達体制や、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

また、学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童及び生徒の安全を確保するため、あらかじめ、屋内退避の方法や万が一の避難の際の避難場所、避難経路、誘導責任者及び誘導方法等に関する屋内退避・避難計画を作成する。

8 不特定多数の者が利用する施設に係る体制の整備

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

9 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意し、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、原子力災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

10 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

11 屋内退避、避難場所・避難方法等の周知

市は、屋内退避の方法、避難やスクリーニング（避難退域時検査）、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。このため、市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

7 節 複合災害時対応体制の整備

1 計画の方針

原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化（以下「複合災害」という。）することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象に備えて、必要な体制を整備する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じる。

2 災害応急体制の整備

(1) オフサイトセンターへの職員の派遣

市は、複合災害時においても、必要な職員をオフサイトセンターへ派遣する。

(2) 広域応援体制の整備

市及び県は、大規模自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域的応援体制を整備する。

(3) 資機材等の搬送体制の整備

市及び県は、応急対策に必要な資機材について、複合災害時にも確実に搬送できるよう、搬送経路及び搬送手段について体制を整備する。

[県の対応]

県は、国と協力し、災害応急対応の長期化に備え、オフサイトセンターの機能強化を図ることとされている。

3 情報の収集及び連絡体制等の整備

市は、複合災害時においても、国、県、関係市町村、関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集、連絡体制及び通信手段を整備する。

4 原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、県と協力し、複合災害時に住民が取るべき行動について、普及啓発活動を行う。

5 研修及び訓練の実施

市は、本章第13節に定める研修及び第14節に定める訓練を実施する際は、複合災害時の対応についても考慮する。

6 緊急時モニタリング体制の整備

市は、国、県等が実施する複合災害時における緊急時モニタリング体制の整備に協力をする。

[県の対応]

県は、大規模自然災害等による道路等の被災、モニタリング設備・機器等の被災及びモニタリング要員の不足等に備えて、代替手段や活動等の体制を原子力規制庁の動員計画を踏まえて整備し、市はこれに協力する。

7 原子力災害医療体制の整備

市は、県が実施する原子力災害医療体制の整備に協力する。

[県の対応]

県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。

県は、複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないように、あらかじめ体制を整備する。

8 屋内退避、避難実施体制の整備

(1) 屋内退避・避難誘導計画の整備

市は、屋内退避・避難誘導計画の作成にあたり、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう県の支援のもと、計画を作成する。

(2) 避難所等の設置運営

市は、県と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

[県の対応]

県は、市町村と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

県は、複合災害時における広域的な避難に備え、避難市町村以外の市町村に対し、避難の受入体制や避難経由所、避難所の運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、体制を整備することとされている。

(3) 長期避難への備え

市は、県と協力し、市外への長期避難を実施することになった場合に備え、中越大震災、中越沖地震及び東日本大震災の経験を踏まえ、コミュニティの繋がりを重視した仮設住宅の整備方法について、引き続き検討を進める。

また、地縁先等に避難している住民へ、的確な情報配信方法の検討を進める。

9 緊急輸送活動体制の整備

市は、県が実施する緊急輸送活動体制の整備に協力する。

[県の対応]

県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難がとれるよう、関係機関と必要な体制を整備することとされ、市はこれに協力する。

10 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、複合災害時においても、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備する。

8 節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

2 緊急輸送路の確保体制の整備

(1) 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、県、北陸地方整備局、東日本高速道路などの道路管理者から情報提供を受けて輸送経路を適切に把握し、緊急輸送路の確保体制の整備に努める。

市は、その管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

(2) 緊急時の配車、要員配置の整備

市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくよう努める。

[県の対応]

- (1) 県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 県は、他の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努め、市はこれに協力する。
- (3) 県は、他の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努め、市はこれに協力する。
- (4) 県は、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係

る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

- (5) 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備に当たって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図る。

[県警の対応]

- (1) 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備する。
- (2) 県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。
- (3) 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。

[関係機関の対応]

- (1) 交通・鉄道・運送事業者で指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努める。

9 節

救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急及び消火活動用資機材の整備

市は、国、県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、円滑な活動の実施に必要な救助・救急及び消火活動用資機材の整備に努める。

2 救助・救急機能の強化

市は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備する。

[緊急時における配布体制の整備]

- ・ 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄する。
- ・ 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の

効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備する。

- ・ 市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努める。

5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、国、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

また、市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

6 物資の備蓄、拠点の整備

(1) 食料・物資の備蓄

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 備蓄拠点等の整備

市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

7 大規模・特殊災害における救助隊との連携

大規模・特殊災害時には、県は国と連携し、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進することとされていることから、市は、あらかじめ県等と調整を図り、救助隊の支援要請の手順、連携方法等を整備する。

10 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 方針

市は、国、県と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

2 情報伝達手段の整備

(1) 情報伝達体制の確保・広報文例の整備

市は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、設備、広報車両等の装備の整備を図る。なお、あらかじめわかりやすい例文を準備しておく。

(2) 住民相談窓口の整備

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

3 情報伝達手段の多重化、多様化

(1) 情報伝達手段の多重化、多様化

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、緊急告知ラジオ、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、携帯端末の緊急速報メール機能及びワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

4 地域コミュニティによる共助意識の醸成

(1) 地域住民との協力体制の構築

市は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割を考慮し、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。また、県はこれを支援する。

(2) 要配慮者への情報伝達体制

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、国、県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、緊急告知ラジオや同報系有線設備などの既存手段の他に、メール配信システムでの配信、報道機関への協力等により、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できる体制を整備する。また、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に対する情報伝達体制のハード面・ソフト面からの整備に努める。

11 節 行政機関の業務継続体制の整備

1 行政機関の業務継続体制の整備

市は、過酷事故が発生した際に、応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配備するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

なお、市は、市役所庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、県が最終調整した受入可能市町村と調整の上、あらかじめ移転候補施設を決めておく。

2 行政機能維持に向けた情報管理方法の整理

住民基本台帳システム等の基本業務のクラウド化等、速やかな市役所機能の移転に対応できるよう、住民基本台帳、税務等必要な情報を事前にリストアップしておくとともに、事務処理体制の構築を検討する。

12 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

1 方針

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること
- ⑧ 緊急時にとるべき行動
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること

2 教育機関等における普及啓発

市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

3 要配慮者に関する普及啓発

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮するよう努める。

13 節 防災業務関係者の人材育成

市は、国、県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算結果の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に市、国、県等が講じる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

14 節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 訓練計画の策定

市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援の下、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行う。

- ① 原子力災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 住民屋内退避、避難訓練（避難行動要支援者の避難支援含む）
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助訓練

(2) 国等の訓練への参画

市は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県及び原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施する。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県及び原子力事業者等関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

15 節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国、県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 緊急事態応急対策

- 1 節 基本方針
- 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- 3 節 活動体制の確立
- 4 節 屋内退避、避難等の防護活動
- 5 節 飲料水、飲食物の出荷制限、摂取制限等
- 6 節 緊急輸送活動
- 7 節 救助・救急、消火及び医療活動
- 8 節 住民等への的確な情報伝達活動
- 9 節 自発的支援の受入れ
- 10 節 複合災害対策
- 11 節 核燃料物質等の運搬中の事故

1 節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

2 節

情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 方針

市、県及び防災関係機関は、原子力災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

2 情報収集事態又は警戒事態の通報・連絡及び対応

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者は、情報収集事態又は警戒事態が発生した場合は、原子力関係法令、県及び市町村との安全協定に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な関係機関等に通報・連絡する。

(2) 原子力災害警戒本部の設置

市は、情報収集事態又は警戒事態が発生し、原子力事業者から通報・連絡を受けた場合に、原子力災害警戒本部を設置する。

(3) 防災関係機関相互の連絡及び対応

・情報収集事態発生時の対応

市は、国、県及び関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。また、市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

・警戒事態発生時の対応

市は、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、国、県、柏崎市、刈羽村及び原子力事業者と連携し情報収集を行う。また、市は、原子力規制委員会、原子力規制庁、柏崎刈羽原子力規制事務所、新潟地方気象台、県警戒本部・県地域振興局への派遣職員などから、放射性物質の大気中拡散計算結果や気象情報、その他応急対策活動に必要な情報を独自に入手できる体制を構築する。さらに、必要に応じ、市は、広報マニュアル等に従い、緊急告知ラジオ、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、防災行政無線及び広報車等のあらゆる情報手段を活用し、住民への広報を行う。

なお、広報内容は定時的にきめ細かい内容とする。また、入手した情報を独自に整理できる体制を構築する。

[原子力規制委員会・内閣府の対応]

・情報収集事態発生時の対応

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

・警戒事態発生時の対応

警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合は、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。

また、原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県等に対して、情報提供を行う。

国の事故警戒本部は、重点区域を含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。

さらに、PAZを含む市町村に対し、原子力事業所の被害情報に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

この際併せて、気象情報を提供する。

[県の対応]

県は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、必要に応じ、職員を発電所へ派遣する。派遣された職員は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況又は放出予測等応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。

県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報する。

県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

3 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察、P A Z及びU P Zの市町村・警察署・消防本部、新潟海上保安部、自衛隊及び原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付する。（原災法第10条に基づく通報）

さらに、直ちに県を含む主要な機関に対してはその着信を確認する。

合わせて、安全協定に基づき、所定の様式により、立地市村を除く県内28市町村へ通報する。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

(2) 原子力災害対策本部の設置及び原子力災害現地対策本部の設置

市は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合に、原子力災害対策本部を設置する。併せて、原則、オフサイトセンター内に原子力災害現地対策本部を設置する。

ただし、市の判断等により施設敷地緊急事態の通報を受けた段階で原子力災害現地対策本部を設置できない場合は、原災法第15条の通報を受けた段階で、原子力災害現地対策本部を設置する。

なお、原災法第15条の通報を受けた段階以降においてもオフサイトセンターにおいて原子力災害現地対策本部を設置できない場合は、県に整備を要請している県地域振興局での情報収集やテレビ会議システム等のバックアッププランに基づき情報把握や関係機関との連携・調整を行う。

(3) 防災関係機関相互の連絡及び対応

市は、原子力事業者及び国から施設敷地緊急事態発生に関する通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

[原子力規制委員会の対応]

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しや事故情報等について国の事故対策本部内に情報を共有する。

国の事故対策本部は、県をはじめ、P A Z及びU P Zを含む市町村及び県警察に連絡する。

国の事故対策本部は、PAZを含む市村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の準備（避難先、輸送手段の確保等）を、UPZを含む市町に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう、UPZ外の市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに国の事故対策本部へ連絡する。

国の事故対策本部より連絡を受けた国の事故現地対策本部は、県及び重点区域を含む市町村に対して情報提供を行うとともに、今後の情報に注意するよう住民等への注意喚起を行うよう要請する。

[県の対応]

県は、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び現地事故対策本部から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に通報する。

- ・PAZを含む市村と同様の情報を、PAZを含む市村を除く市町村に連絡
- ・PAZを含む市村を除く市町村に連絡する際には、PAZ市村の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を伝達

[原子力事業者の対応]

原子力事業者は、施設敷地緊急事態の発生後、速やかに原子力防災センターへの原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

4 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

市は、原子力事業者等の通報により、施設敷地緊急事態を把握した場合、応急対策活動等の情報把握のため、次に示す対応を行う。

- ① 原子力事業者は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署及び原子力防災専門官等に、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況及び被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。な

お、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

- ② 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。
- ③ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。
- ④ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。
- ⑤ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

(2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、災害情報等の連絡)

全面緊急事態を受けて設置された国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。

市は、原子力事業者等からの連絡により、全面緊急事態発生を把握した場合、緊急応急対策活動等の情報把握のため、次の示す対応を行う。

- ① 市は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を行う。また、派遣した職員が常時継続的に必要な情報を得ながら、市の緊急事態応急対策について必要な調整を行う。
- ② 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。
- ③ 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

5 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

6 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

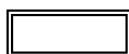
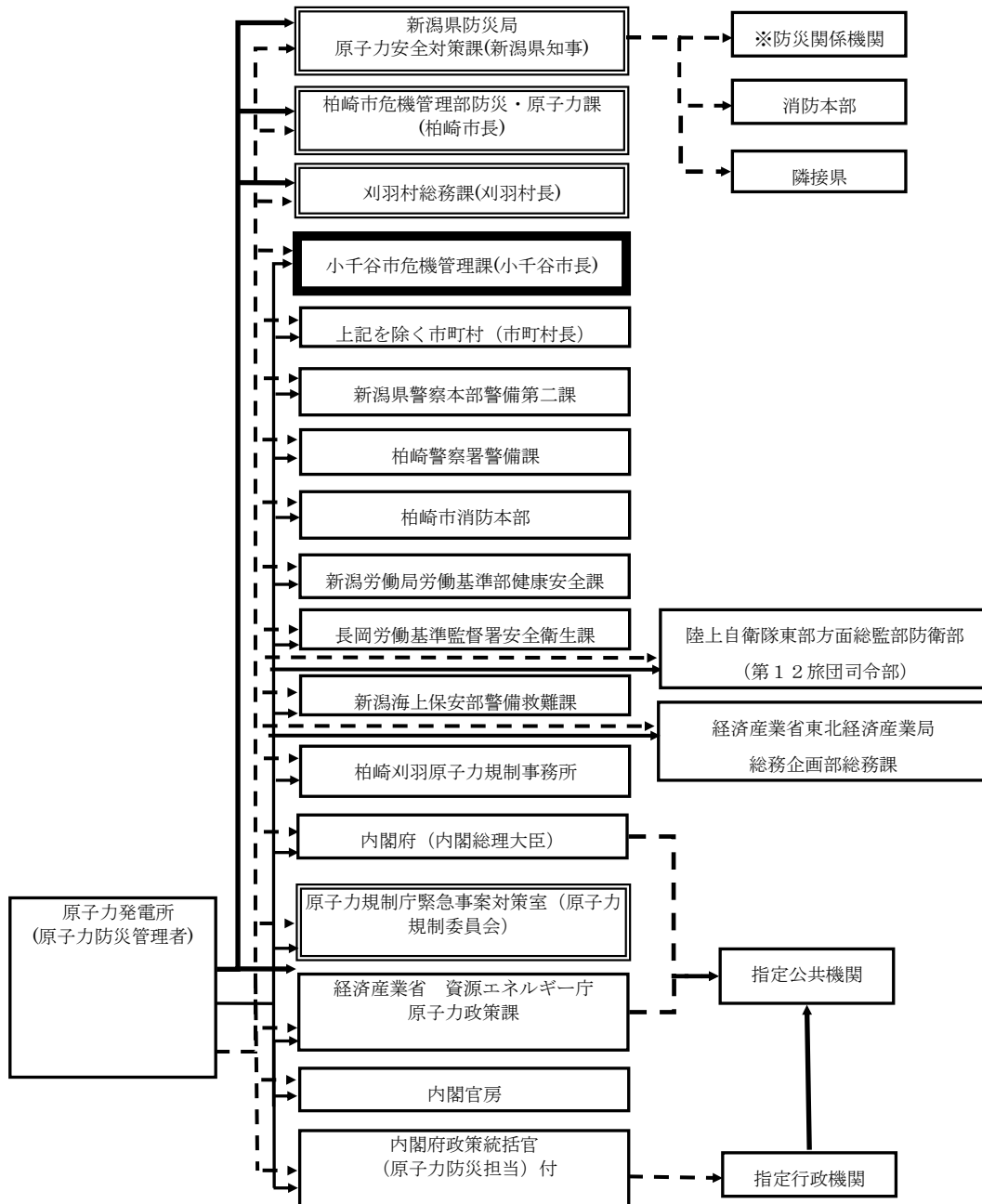
市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力する。また、県やオフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難及び飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

7 気象情報の適切な入手のための活動

市は、新潟地方気象台や民間事業者等と連携し、防護対策の判断材料となる風向きや雪・雨などの気象情報を速やかに入手し、屋内退避、避難等の意思決定を行う。

通報連絡体系図

※原災法第10条第1項、東京電力(株)と市町村との安全協定に基づく通報連絡（発電所での事故発生時の通報経路）



: 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先

——▶ : 電話によるファクシミリ着信の確認

- - -▶ : ファクシミリによる送信（ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡）

——▶ : 電話等による連絡

※防災関係機関 「指定地方行政機関」・「自衛隊」・「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

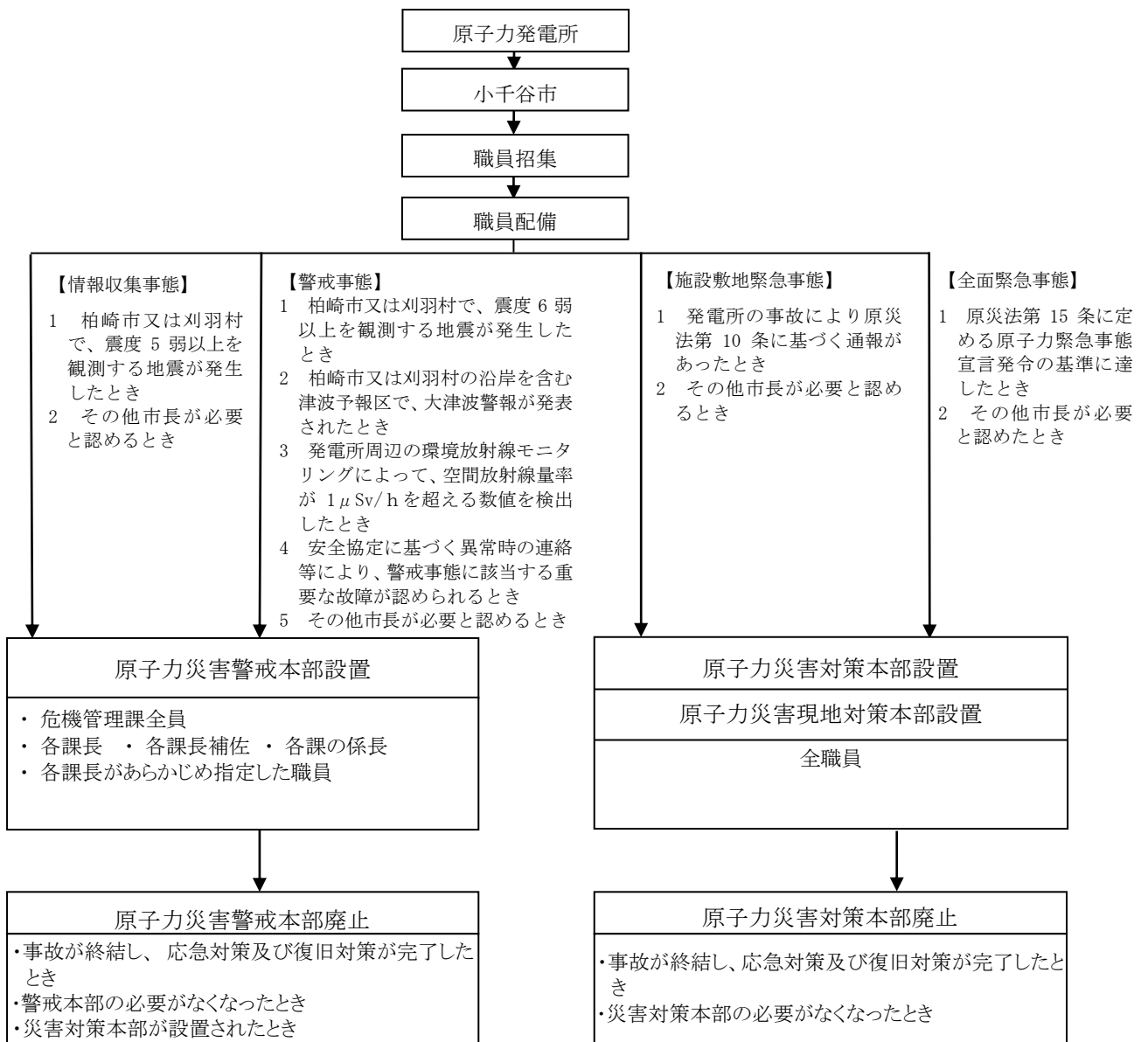
3 節 活動体制の確立

1 方針

市は、緊急時には、災害対策基本法に基づく、原子力災害対策本部、又は原子力災害警戒本部を設置する。

また、原子力災害警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模事故等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、安全協定に基づき、適切に対応する。

原子力災害等発生時の小千谷市の活動体制



2 災害対策本部等の設置基準

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める県の原子力災害対策本部等の設置基準に準拠し、以下の設置基準を設ける。

本部等設置基準

態勢	設置準備	活動体制	緊急事態区分
第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	原子力災害警戒本部	情報収集事態
	1 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 2 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき 3 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1 μ Sv/hを超える数値を検出したとき 4 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障等が認められるとき 5 その他市長が必要と認めたとき		警戒事態
第2次配備	1 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の特報があったとき 2 その他市長が必要と認めたとき	原子力災害対策本部	施設敷地緊急事態
	1 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 2 その他市長が必要と認めたとき		全面緊急事態

3 原子力災害警戒本部の設置

(1) 原子力災害警戒本部設置基準

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは原子力災害警戒本部を設置する。

(2) 原子力災害警戒本部(本部室)設置場所

本部は、市役所大会議室に設置する。

(3) 組織

本部は、次の組織体制とする。

部	班	主な事務分掌の例示
危機管理部	危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・退避、避難の指示又は解除に関すること ・放射性物質による汚染状況調査等に関すること ・県の緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること
総務部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の被ばく管理に関すること ・防護対策地区内住民の輸送に関すること
情報財政部	情報財政班	<ul style="list-style-type: none"> ・防護対策地区に対する広報伝達に関すること ・退避・避難状況の記録及び報告に関すること
民生部	救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療の協力に関すること ・安定ヨウ素剤の服用に関すること
	救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、退避所（一時集合場所）の開設、管理運営
農林部	農林班	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物の採取出荷制限に関すること
建設部	建設班	<ul style="list-style-type: none"> ・市道の通行確保に関すること
市民衛生部	市民衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地住民登録に関すること ・危機管理班の放射性物質による汚染状況調査等の協力
ガス水道部	ガス水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水のモニタリングに関すること
教育部	教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時の児童生徒の安全確保及び対応の指導
消防救急部	消防救急班	<ul style="list-style-type: none"> ・「小千谷市消防計画」に基づき行動

(4) 所管事務

原子力災害警戒本部における所管事務は、次のとおりである。

- ア 発電所の事故に関する情報の収集並びに関係部局、防災関係機関への情報提供
- イ 応急対策の検討、調整及び実施
- ウ 関係機関との連絡調整
- エ 報道機関への情報提供
- オ 住民等への広報
- カ 原子力災害対策本部の立ち上げ準備
- キ オフサイトセンターの設営準備への協力
- ク 原子力災害現地対策本部の立ち上げ準備
- ケ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣
- コ 国等との情報の共有等
- サ その他必要な事務

(5) 本部会議

指示の徹底及び各部局の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部会議要員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 本部長は、必要に応じて、県警察等の関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 警戒本部体制の解除

警戒本部体制の解除は、概ね次の基準による。

ア 本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 原子力災害対策本部が設置されたとき。

4 原子力災害対策本部の設置

(1) 原子力災害対策本部設置基準

市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに全職員を非常招集し、市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

本部長は、情報の収集・連絡体制の確立のため、原災法第10条に基づく原子力事業者からの事象等の発生通報後速やかに国、県、市町村、原子力事業者及び防災関係機関と連絡を密にし、事故の状況把握に努める。

(2) 原子力災害対策本部(本部室)設置場所

本部は、原則として市役所大会議室に設置し、各部の対策は、各部長の所属課等で実施する。ただし、市役所庁舎に甚大な被害が生じ、原子力災害対策本部としての機能が果たせない場合は、消防本部とする。

(3) 組織

原子力災害警戒本部に準ずる。

(4) 原子力災害現地対策本部

市は、原子力災害対策本部設置とともに、オフサイトセンターに要員を派遣し、あらかじめ

め定められた責任ある判断を行える者を長とする原子力災害現地対策本部を設置する。

5 オフサイトセンターとの連携

(1) 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報受信後の対応

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行う。

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

なお、市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等の避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

国が定める原子力災害合同対策協議会の構成員は以下のとおりである。

原子力災害合同対策協議会構成員（原子力防災会議、原子力災害対策マニュアルより）

- | | |
|-------|--|
| 事務局長： | ・ 内閣府審議官（原子力防災担当）（または代理の職員） |
| | ・ 現地本部長 |
| | ・ 現地本部員その他の職員、都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部員 |
| | ・ その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者 |
| | ・ 市町村の災害対策副本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策本部員 |
| | ・ その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者 |
| | ・ 指定公共機関の代表者から権限を委任された者、原子力事業者の代表者から権限を委任された者 |
| | ・ 都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者 |

6 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生のお知らせがなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

7 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

市は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対して説明員の派遣を要請する。

8 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

9 防災業務関係者の安全確保方針

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、原子力災害対策本部（又は原子力災害現地対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

(2) 防護対策

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

[国の対応]

- ・ 国の原子力災害現地対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき、次に示す対応を実施する。

- ・ 市は県と連携又は独自に防災業務関係者の被ばく管理を行う。
- ・ 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- ・ 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- ・ 市は、防災業務関係者の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

10 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

[国の対応]

- ・ 国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

4節 屋内退避、避難等の防護措置

1 方針

市及び県は、緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避、避難等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。

2 屋内退避、避難等の指標

原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難等の防護措置を実施する。

これらの屋内退避・避難等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に具体的に定められている EAL の基準、原災指針に定められている OIL の基準のほか、事故の状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

3 モニタリングデータの把握

市は、県と連携し、観測データの共有に努め、速やかに緊急時モニタリング結果を住民に周知する。

また、市は、観測データの共有化の一環として、市が独自に平常時より計測している空間放射線測定結果を県へ提供する。

4 屋内退避、避難等の指示体系

原子力災害が発生した場合、国、県、市町村、防災関係機関及び原子力事業者等が現行法令に従い、緊密に連携した対応を執る必要があることから、現行法令に基づき、以下の対応を執る。

(1) 内閣総理大臣から屋内退避、避難指示を受けた場合

市は、原災法第15条に基づき内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示の内容に従って屋内退避、避難の指示を行う。

(2) 国からの屋内退避、避難指示がない場合

[市の対応]

市長は、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示がない段階で、緊急に屋内退避等が必要と判断したときは、災害対策基本法第60条に基づき屋内退避、避難指示等を行う。

災害対策基本法第60条に基づいた屋内退避、避難指示を行う場合、国、県及び関係市町村と緊密な連携を図る。

[県の対応]

知事は、市長が屋内退避、避難指示等を行えない場合、原災法第28条第2項、災害対策基本法第60条に基づく屋内退避、避難指示の代行を行う。

5 屋内退避、避難等の対応方針

市は、国、県と連携し、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、原子力災害に備えた小千谷市広域避難計画に基づき、UPZ内の住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

市は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示するものとする。

また、市及び県は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人名最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。その際には、市は、県及び国と緊密な連携を図るものとする。

また、あわせて住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請する。

[屋内退避、避難等実施の際に参照すべき事項]

- ・ 発電所やPAZ内の状況
- ・ 風向きや気象条件（雨や雪）
- ・ 放射性物質の大気中拡散計算結果

- ・ 県等が避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータ
- ・ 原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示
- ・ 放射性物質による汚染状況調査

[UPZ内の屋内退避、避難の対応方針]

- ・ 風向きや気象条件（雨や雪）、放射性物質の大気中拡散計算結果、避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータを基に、必要に応じ、段階的な屋内退避を実施する。
- ・ その後、状況に応じ避難を要する場合は、風向きや気象条件（雨や雪）、放射性物質の大気中拡散計算結果、避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータを基に、段階的避難を実施する。
- ・ 避難区域は、地域の実情やコミュニティ、町内会等も考慮し決定する。
- ・ 共有地図のメッシュ等を活用し、円滑な屋内退避・避難を実施する。

6 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

なお、必要に応じ、医師である保健所長による判断により服用が必要か検討をする。

【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は、県、市町村が指示することとされている。

市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

7 学校等施設における屋内退避等の対応

学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、屋内退避や避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた屋内退避・避難計画等に基づき、教職員等が責任を持って対応をする。

また、避難にあたっては、教職員等の引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。生徒等を避難させた場合は、避難対象区域を含む市に対し速やかにその旨連絡する。

8 不特定多数の者が利用する施設における対応

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し屋内退避、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた屋内退避・避難計画等に基づき、避難させる。

9 避難地域の決定、避難誘導等

(1) 避難先候補地の選定

市は、広域避難計画並びに市町村研究会で検討した広域避難シミュレーション結果や風向き、国や県で実施する放射能拡散シミュレーション、避難時間シミュレーション結果等を考慮し、県が最終調整した複数の避難先候補地を住民に周知する。

また、平常時からスクリーニングポイント（避難退域時検査場所）及び避難先（避難経路所）について住民へ周知する。

(2) 避難実施時の避難先の選定

避難等を行う必要が生じた場合は、あらかじめ選定した避難先候補地を参考に、オフサイトセンター内で開催される原子力災害合同対策協議会で決定する。

なお、緊急の必要により、市長が避難指示を出す場合は、あらかじめ県が最終調整した複数の避難先候補地の中から、風向きや気象情報、放射性物質の大気中拡散計算結果等を用い決定する。

避難先の決定後は、速やかに地域住民へ伝達し、迅速な避難を実施する。

(3) 避難誘導、避難支援

市は、自家用車避難を前提とした住民等の円滑な避難実施に当たり、国、県等関係機関と連携し避難誘導や避難支援を行う。

[避難誘導、避難支援等における主な対応方針]

- ・ 自家用車避難を前提とする。また、交通渋滞を避けるため、自家用車の相乗りを推奨する。自家用車で避難できない住民は、市があらかじめ示す一時集合場所へ参集の上、避難バス等で避難する。
- ・ バス事業者に対し避難用車両等の確保を要請する。また、避難用車両等が不足する場合は、県を通じて、必要な避難用車両等を確保する。なお、県において、国、隣接県、県

内市町村、バス事業者と調整の上、迅速かつ確実な避難車両の確保に向けた新たなルールが構築された場合には、新たなルールに基づき避難車両の確保を行う。

- ・ 避難路は、幹線道路、高速道路を主体とし、高速道路が使用できる場合は、高速道路を積極的に活用する。実際の避難路は、避難受入市町村及び受入施設の決定後、県や県警、他市町村と最終調整の上決定する。
- ・ 他の道路管理者及び関係機関と協力し、大規模自然災害時や積雪期における避難を円滑に行うため、応急仮復旧及び道路除排雪を行い交通確保に努める。
- ・ 自家用車や避難用バスのほか、必要に応じ、船舶、鉄道、ヘリコプターも活用する。
- ・ 県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた広域避難計画に基づいて住民避難を実施するとともに、避難受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。

(4) 避難に資する情報提供

市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難先（避難経由所）やスクリーニングポイント（避難退域時検査場所）、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、市は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供する。

(5) 避難実施状況の確認

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難経由所又は避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等及び県に対しても情報提供する。

(6) 市の区域を越えた避難

市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、受入を要請する。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示す。

(7) 家庭動物の避難

市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。

10 避難先における避難者支援

(1) 避難者の情報の早期把握

市の一部又は全部が避難対象になったときは、それぞれの避難所に避難している避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供する。

(2) 避難者受け入れ・避難所運営

市は、避難先に職員を同行させ、県及び受入市町村と連携し、各避難所等の適切な運営・管理を支援する。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニング（避難退域時検査）の実施及び清掃等については、避難者、住民及び自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。

市は、県及び受入市町村と連携し、避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

市は、避難所等における相談窓口体制についても整備する。

[避難所等の運営にあたっての配慮事項]

- 市は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師及び管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- 市は、県と連携し、避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障がい者及び子ども等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

- 市は、県の協力のもと、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女

のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布及び避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努める。

- ・ 市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- ・ 市は、県の協力のもと、災害の規模等を考慮し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き屋等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。
- ・ 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国、県と協議の上、県に建設を要請する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

11 市外への避難

(1) 広域的な避難実施の際の協議

市は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況及び避難の長期化等を考慮し、市外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県が示した県内の他の市町村とは受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 広域的な避難実施の際の県との調整

市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

12 避難行動要支援者・要配慮者等への配慮

(1) 方針

市は、震災対策と同様に、避難行動要支援者避難支援制度等を活用した避難支援を行う。基本的には、各自主防災組織等で基幹避難所へ在宅避難行動要支援者を避難させ、そこから

市が用意した車両で避難させる。

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

なお、避難の実施により健康リスクが高まると判断される者等については、自宅や基幹避難所等を活用する等して、屋内退避を行うよう連絡する。

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(2) 避難実施

市は、必要に応じ、放射線リスクの高い乳幼児や妊産婦及び寝たきりの若者等の要配慮者に対し、早期に避難準備に着手するよう情報提供する。在宅の避難行動要支援者の屋内退避・避難を「避難行動要支援者の避難支援プラン」に基づき、近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織及び消防団等の呼びかけや介助により実施する。

なお、市は病院等医療機関、社会福祉施設等から避難車両の確保や避難先の福祉避難施設の調整等の要請があれば、国、県及び関係機関に避難支援を要請する。

[病院等医療機関の対応]

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師及び職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

[社会福祉施設の対応]

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

13 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国の原子力災害現地対策本部、関係機関

等と連携した運用体制を確立する。

14 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の調達・確保

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、中越大震災等の経験を踏まえ、時宜を得た物資の調達に努める。

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

(2) 国等への物資支援要請

市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

15 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期す。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

16 感染症流行下での防護措置

市及び県は、新型コロナウイルスのような感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を十分考慮した上で避難や屋内退避の防護措置を行う。

5 節

飲料水、飲食物の出荷制限、摂取制限等

市は、住民等に対する UPZ 内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。

市は、原子力災害対策指針に基づいた OIL を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

市は、国及び県の指示及び要請に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

6 節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等
- 第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助、救急、医療及び救護の活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等、災害応急対策要員（原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- エ 避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 飲料水等の生命維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

市は、以下の事項に配慮した緊急輸送体制を整備する。

- ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- イ 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村へ支援を要請する。

ウ 市は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

2 緊急輸送のための交通確保

市は、避難対象区域を含む道路管理者及び交通規制に当たる県警と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保する。

7 節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 救助・救急及び消火活動のための資機材確保

市の一部又は全部が避難対象区域となったときは、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

(2) 消防庁、県、原子力事業者等への要請

市の一部又は全部が避難対象区域となったときは、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県及び原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 広域消防応援、緊急消防援助隊等への要請

市の一部又は全部が避難対象区域となったときは、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。

なお、要請時には以下の事項に留意する。

- ① 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市への進入経路及び集結（待機）場所

2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

8 節 住民等への的確な情報伝達活動

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等に対する的確な情報提供

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じるできないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

(2) 情報の一元化と定期的な情報提供

市は、住民等への情報提供にあたっては国、県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、あらかじめ定めた例文等を用いて、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

(3) 住民等への情報提供活動にあたっての留意事項

市は、以下の点に留意した情報提供を行う。

- 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質拡散予測情報等）、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

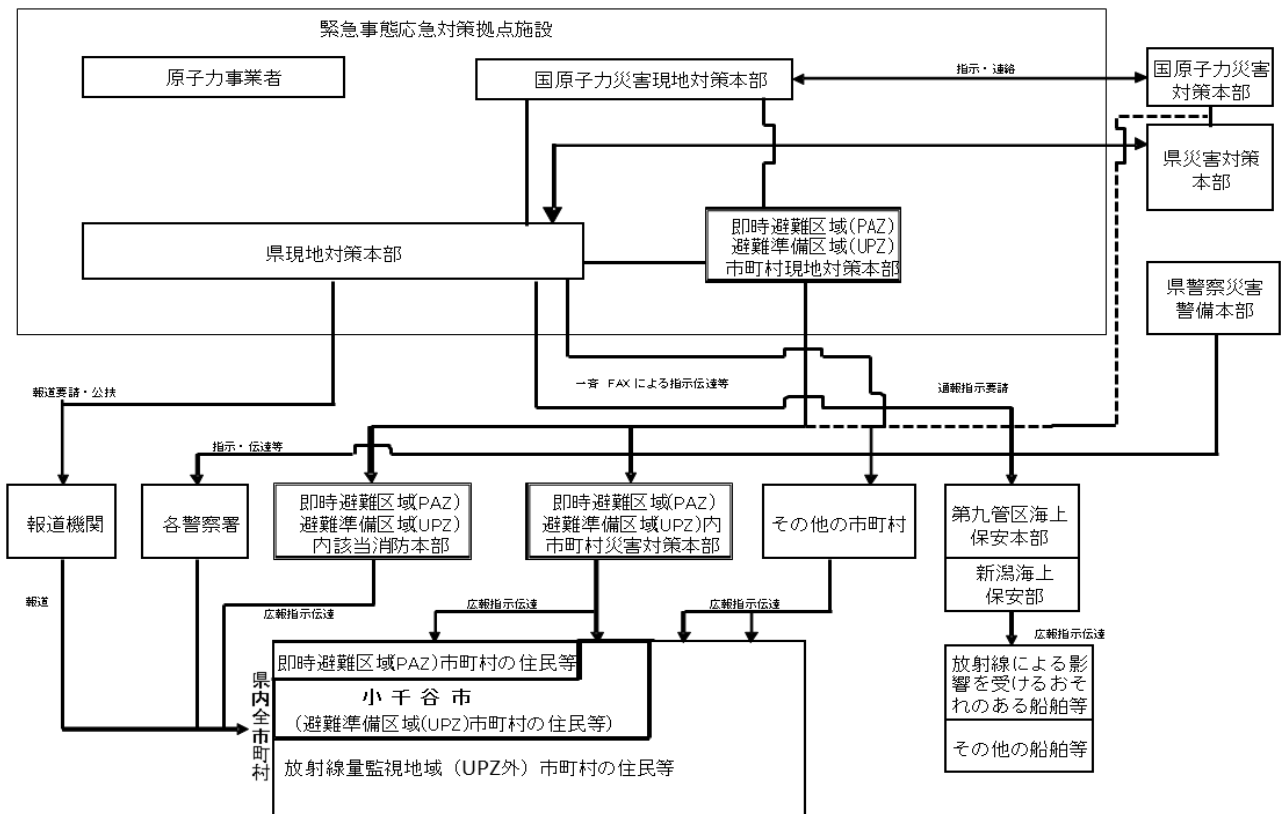
「住民等への的確な情報伝達活動」

- 市は、原子力災害合同対策協議会の場等を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力災害対策本部・原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。
- 市は、情報伝達に当たって、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

- 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、原子力災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図



2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、他市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努める。

9 節 自発的支援の受入れ

市は、国内・国外から寄せられる多くの善意の支援申し入れに対し、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに高齢者等の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、全国から寄せられる大量の義援物資について、その受入れ体制及び保管方法を定め、被災者ニーズに沿った物資を確実に、迅速に現地へ配送する。

ただし、不特定多数からの小口の義援物資については、仕分け、保管等に多大な労力及び時間が必要となるため、被災地が支援を求めた真に必要なもの以外は原則として受け入れず、可能な限り義援金での支援を呼びかける。

また、義援物資が被災地に与える影響について、被災地以外の人々に実情を正しく理解してもらうことの情報発信を行う。

(2) 義援金の受入れ

市は、大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制並びに配分方法を定め、確実に、迅速に被災者に配分する。

10 節 複合災害対策

1 方針

市は、複合災害時においても、原子力災害対応に準じ、国や県と協力し適切に対応する。

2 災害対策本部等の設置

災害対策本部の設置基準等は、第3章3節に準じる。

3 複合災害時における緊急事態応急対策

市は、複合災害時においては、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることが考えられるため、本章に記載される事項とともに、以下の事項について特に留意して対応する。

(1) 情報の収集・連絡

市は、県、受入可能市町村、原子力防災専門官、防災関係機関及び原子力事業者と協力し、専用回線、衛星回線、防災行政無線等を活用して、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。

(2) 緊急時モニタリング

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備及び実施等について、国や県等の関係機関に協力する。

[県の対応]

県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの破損の有無などの稼動状況確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意する。

- ・ モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器の移送補充により対応する。

また、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、緊急時モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。

- ・ 道路の被災状況やモニタリング要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、原子力規制委員会の緊急時モニタリング実施計画の作成に協力する。
- ・ モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、緊急時モニタリングセンター長に国の動員計画による補充を要請するとともに、原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時モニタリング体制を確保する。

(3) 住民等への情報伝達活動

ア 市は、大規模自然災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。

イ 市は、大規模自然災害等により情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること、または、広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。

ウ 市は、市民等の不安解消や混乱の防止のための問い合わせ窓口を増設するなど、体制を強化する。

(4) 屋内退避、避難等

ア 市は、県と協力し、大規模自然災害等が発生した場合の屋内退避、避難等の防護措置は、第3章第4節を基本とした上で、情報収集した大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、適切に対応する。

[県の対応]

県は、広域避難にあたっては、市町村、防災関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難車両等について、市町村に対し示す。

イ 市及び県は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の服用等を初期段階で検討する。

ウ 市は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分注意する。

エ 市は、大規模自然災害等による広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、県警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。

オ 市は、大規模自然災害等による避難所候補施設又は避難道路等の被害が想定されるとき

は、その状況を迅速に把握し、県災害対策本部に報告する。

カ 市は、県、受入市町村及び防災関係機関と協力し、避難・屋内退避の長期化等により生じる物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物の保護場所の確保及びこころのケア等の問題について、対策を実施する。

キ 市は、県及び受入市町村と協力し、避難所等において情報を的確に市民等に伝達する。

ク 受入市町村は、避難所等における混乱を防ぎ指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所を可能な限り別々に設置する。

(5) 原子力災害医療

市は、県が実施する複合災害時における原子力災害医療に協力する。

(6) 緊急輸送活動

市は、県及び指定地方行政機関等と協力し、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路、輸送手段を確保する。

市は、県と協力し、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握する。

(7) 救助・救急及び消火活動

市及び県は、大規模自然災害等の被災によって、救助・救急及び消火活動に当たる要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

なお、要請先へは、発電所、避難・屋内退避等の防護対策及び放射性物質の状況について、情報提供する。

11 節 核燃料物質等の運搬中の事故

1 方針

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を考慮し、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

2 市及び関係機関等の活動

市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、県、消防機関、県警察と連携して、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

[原子力事業者等の活動]

原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施することとされている。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

- ・ 消火及び延焼の防止の措置
- ・ 立入制限区域の設定
- ・ 環境放射線モニタリングの実施
- ・ 核燃料物質による汚染及び漏えいの拡大防止及び除去対策の実施
- ・ 付近にいる者の避難
- ・ 放射線障害を受けた者の救出及び避難等の措置
- ・ その他放射線障害の防止のために必要な措置等

[国の活動]

国は、事故の報告等を受けた場合、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施する。

[県の活動]

県は、事故の通報を受けた場合、直ちに消防庁に即報するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導のもと、市町村、消防及び警察機関の協力を得て、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

[消防機関の活動]

事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

[警察機関の活動]

事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

- 1 節 基本方針
- 2 節 緊急事態解除宣言後の対応
- 3 節 被災者等の生活再建等の支援
- 4 節 産業等への支援
- 5 節 心身の健康相談体制の整備
- 6 節 復興計画

1 節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

2 節 緊急事態解除宣言後の対応

1 方針

市は、緊急的な避難等が完了した段階、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して被災地域の復旧・復興対策や被災者の生活支援を実施する。

2 事後対策の実施

(1) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国、県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、復旧・復興等を重点的に実施すべき区域を設定する。

(2) 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

(3) 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限及び摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

(4) 災害地域住民に係る記録等の作成

市は、緊急時応急対応を実施する段階より、継続的に災害地域住民に係る記録を作成する。

[記載すべき記録の例]

- ・ 避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明する。また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。
- ・ 被災地の汚染状況図、応急対策措置及び復旧・復興対策措置を記録する。

3 節 被災者等の生活再建等の支援

(1) 生活資金等の支援の仕組み構築

市は、国、県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 相談窓口体制の整備

市は、国、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(3) 災害復興基金等による支援制度の整備

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

(4) 応急仮設住宅の整備

市は、県と協力し、市外への長期避難を実施することになった場合に備え、中越大震災、中越沖地震及び東日本大震災の経験を踏まえ、コミュニティの繋がりを重視した応急仮設住宅の整備方法について、引き続き検討を進める。

また、地縁先等に避難している住民へ、的確な情報配信方法の検討を進める。

4 節 産業等への支援

(1) 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、科学的な根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の促進のための広報活動を行う。

(2) 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

5 節 心身の健康相談体制の整備

原子力災害においては、住民等に、避難等に伴う環境の変化による精神的負担に加え、放射性物質等による被ばくや汚染に対する不安を与える可能性がある。

市は、国、県、日本赤十字社及び県医師会とともに、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備する。

6 節 復興計画

市は、本章に示した対策がさらに長期間に及ぶことが想定される場合においては、その対策として別に復興計画を策定する。

小千谷市地域防災計画 — 原子力災害対策編 —

平成25年 3月 7日作成

令和 4年 2月21日修正

編集発行

小千谷市防災会議

小千谷市危機管理課

新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

電話 0258-83-3515 (直通)

FAX 0258-83-2789

URL <http://www.city.ojiya.niigata.jp>
